

大阪府国民健康保険団体連合会

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

一般事業主行動計画

男女が平等に長く勤められるとともに、仕事と子育てを両立することができる職場環境を維持するために、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間：2025年4月1日～2030年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合について40%以上とする。

<取組内容>

- 2025年4月～ 管理職者を対象に、会議にて女性活躍に関する意見交換の実施
- 2025年4月～ 女性管理職のロールモデルとして職員に紹介する。

目標2：女性の育児休業取得率100%を維持するとともに、男性の育児休業の取得率を50%以上とする。

<取組内容>

- 2025年4月～ 職員が育児休業を取得しやすい職場環境を維持する。
- 2025年4月～ 育児休暇中の待遇や関連する休暇等について、イントラネットにより周知する。希望する職員には個別説明を行う。

目標 3 : 所定外労働時間月平均 10 時間以上の職員数を 5%以下とする。

＜取組内容＞

- 2025年 4 月～ 各部署及び個人の平均所定外労働時間の把握・比較
- 2025年10月～ 特定の職員に偏っている場合は、該当部署の管理職が対策を講じる。